

病気やけがでの休業給付・障害年金について

組合員の方が病気（うつ病等の精神性疾患を含む）やけがで療養している場合の休業給付や障害年金などについてお知らせします。



休業給付（傷病手当金・傷病手当金附加金）

組合員の公務によらない「**病気（うつ病等の精神性疾患を含む）**」や「**けが**」による休業に対して、所得を保障することで療養に専念し、早期に職場復帰していただくことを目的としています。

- 支給要件**：勤務することができなくなった日以後3日を経過した日（4日目）から支給。
ただし、病気休暇や8割休職中は給料が支給されるため、通常、傷病手当金の支給が開始されるのは無給休職となった時からとなります。
- 支給日額**：標準報酬日額※ × 2/3（円未満四捨五入）
※標準報酬日額は、傷病手当金支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）
- 支給期間**：同一の「**病気**」または「**けが**」について支給開始から通算して、傷病手当金は**1年6か月**（結核性の病気の場合は3年）
傷病手当金附加金は**傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日以後6か月**

休業給付に関すること 給付年金グループ 017-734-9913

障害年金（障害厚生年金・障害基礎年金）

組合員となってから、障害の原因となった病気（うつ病等の精神性疾患を含む）やけがで、初めて医師等の診療を受けた日（初診日）から1年6か月を経過した日またはその病気やけがが治った日（症状固定を含む）に、**一定の障害状態にある場合、障害年金に該当することがあります。また、障害年金は在職中から受け取ることができます。**

※障害年金に該当する可能性のあるケース

- 心臓ペースメーカーを装着した「心室細動」、「完全房室ブロック」、「洞不全症候群」
- 人工透析療法を伴う「慢性腎不全」、「糖尿病性腎不全」
- 人工関節挿入の「変形性股関節症」
- 「直腸がん」、「潰瘍性大腸炎」による人工肛門施行
- その他の病気としては、「脳梗塞」、「脳出血」、「脳脊髄炎」、「斜視」、「脊柱管狭窄症」等、精神性疾患としては、「躁うつ病」、「双極性感情障害」、「統合失調症」等により、日常生活もしくは労働が制限を受ける状態のもの

- 受給要件**：共済組合で診断書等により審査をして、障害等級**1・2級**の場合は**障害厚生年金と障害基礎年金**が、**3級**の場合は**障害厚生年金**が該当となります。
- 年金年額**：障害厚生年金は、個人ごとの年金加入期間や給料等の報酬により計算する報酬比例の年金です。
障害基礎年金は、1級が974,125円、2級が779,300円の定額です。

障害年金に関すること 給付年金グループ 017-735-3263